



秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第77号

令和元年8月7日秋田地方最低賃金審議会から秋田県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和元年8月22日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目1番3号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和元年8月7日

秋田労働局長 甲斐三照

記

秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 790円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年10月3日